

小牧市講座改革検討結果報告書

平成 27 年 11 月

小牧市講座改革プロジェクトチーム

目 次

1. はじめに	・ ・ ・ 1
2. 小牧市の講座事業の現状	・ ・ ・ 2
3. 取組内容	・ ・ ・ 2
4. 検討	・ ・ ・ 2
(1) 「講座等の開設及び運営に関する指針」の策定	・ ・ ・ 2
(2) 受益者負担に関する基準の策定	・ ・ ・ 4
(3) 講座情報の一元化	・ ・ ・ 6
(4) 受講者情報の記録及び保管の効率化	・ ・ ・ 6
5. 講座に関する運用手順	・ ・ ・ 13
6. おわりに	・ ・ ・ 14
参考資料	・ ・ ・ 15

1. はじめに

講座改革プロジェクトチーム（以下「P T」という。）は、行政経営分析の結果をもとに講座事業の改善に取り組むため、主な講座実施担当課から委員を選出し、必要な調査及び検討を行うために結成された組織横断的なプロジェクトチームである。

P Tでは、各部署が多くの講座を実施している中で、講座開催の必要性や効果を確認し、講座開催の経費や受益者負担等を比較することで全庁的に講座事業の適正化を図り、効率的に業務を改善することを目的とした。

講座事業の改善に向け、限られた時間の中で現状の問題点を仕分け、必要な調査・検討を重ね、今後の講座事業の指針を策定し報告書としてまとめた。

平成 27 年 11 月

小牧市講座改革プロジェクトチーム

2. 小牧市の講座事業の現状

小牧市では、教育委員会をはじめ各部署で実施している講座において、目的が異なるものの内容や対象者が類似するものや民間と競合するものが見受けられるとして、平成 25 年度に「講座事業」の行政経営分析を行った。

その分析結果で示された各課題と改善の方向性に対して、平成 26 年度に市として「何を」「いつ」「誰が」を取り組んでいくのかを定めた『今後の取組方針』を策定した。その中で、講座のあり方に関する全庁的な指針を策定するため、P T を立ち上げ、検討することとした。

3. 取組内容

『今後の取組方針』で示された下記 4 項目について、各講座の適正化を図り、効率的に業務を改善するため P T で検討を行った。

- (1) 「講座等の開設及び運営に関する指針」の策定
- (2) 受益者負担に関する基準の策定
- (3) 講座情報の一元化
- (4) 受講者情報の記録及び保管の効率化

4. 検討

(1) 「講座等の開設及び運営に関する指針」の策定

①課題

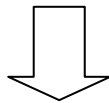
- ・講座開催には多くの人件費を要しているため、できるかぎり効率的な運営に努める必要がある。
- ・経費増加を抑制するため、新たな講座を開始する場合は、事業のスクラップ・アンド・ビルドに取り組む必要がある。
- ・長期にわたって開催している講座が多い。
- ・受講率の低い講座については、廃止を含め、実施内容の見直しが必要である。
- ・講座に興味を持った人がより手軽に講座に申し込みできるよう、手続きの簡素化を図る必要がある。

②検討結果

小牧市では、講座の開設についての明確な基準がなく、基本的な考え方が統一されていないため各課の判断で開講し、受講料を定め、継続して事業を行っている状況であった。市民にわかりやすく説明できるよう、受講料の積算根拠を明らかにするなど講座等の開設及び運営する上でのルールなどの

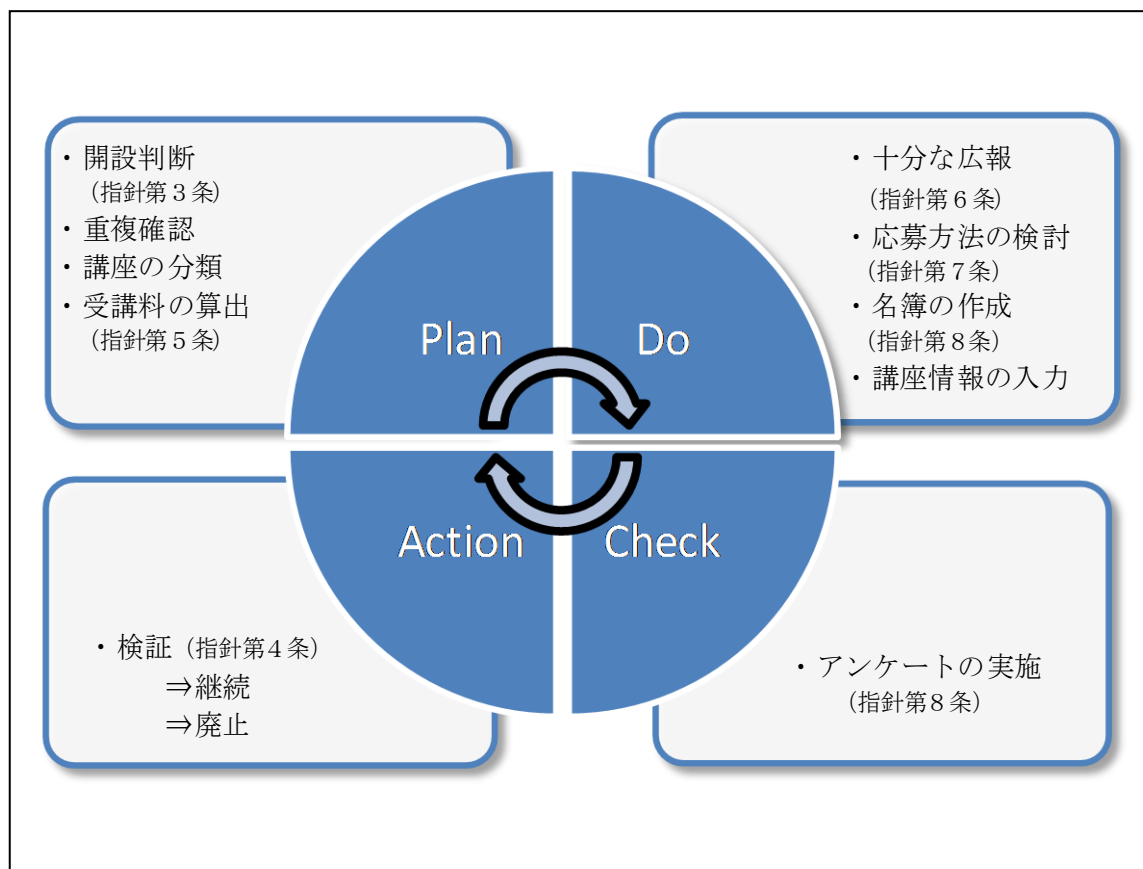
基本的な事項を示した指針を策定することで、様々な課題を解決する。
指針には次の内容を盛り込むことにした。

- ・ 講座等の開設における留意事項を明確にする。
- ・ 既に設置されている講座について、行政の効率性確保の見地から廃止・見直しを図る。
- ・ 公平性・公正性の確保のため受講料の基準を明確にする。
- ・ 広報について手法等を明確にする。
- ・ 受講者の重複防止、事務の効率化など応募方法について明確にする。
- ・ 適正な講座事業を展開するために毎年必要な見直しを行う。



「講座等の開設及び運営に関する指針」を7、8 ページに記載

(参考) 指針運用のイメージ図



(2) 受益者負担に関する基準の策定

①課題

受益者負担に関する全庁的な基準がないため、受講料の徴収方法にバラつきがあり、公平性に欠ける。

②検討結果

受講料は、多くの場合受講者のみが利益を受けるものであるため、受講者・非受講者間で公平性を確保するために適正な受講料設定を行う必要がある。受講料の積算根拠を明らかにして、市民にわかりやすく説明できるように設定する。

受講者が負担する費用の算出

受講者に適正な費用負担を求めるためには、どれだけの経費がかかっているのかを明らかにする必要がある。講座開催に必要な経費は、次のとおりである。

直接経費

報償費（講師の謝礼）

需用費（消耗品費・燃料費・食料費・印刷製本費・光熱水費等）

役務費（通信運搬費・手数料等）

委託料（講座委託料）

使用料及び賃借料（施設使用料、パソコンのリース料等）

人件費

正規職員・その他（臨時・嘱託・再雇用）の職員の事務費

受講者が負担する費用を決定する時点で基となる経費が確定できないことも考えられるため、確実に確定できる「講師料」※のみを経費とする。人件費・施設使用料については、講座事業は行政が行うサービスのため、行政が負担する。

$$\boxed{\text{受講者が負担する費用} = \text{講師料} \div \text{講座定員}}$$

※講師料：報償費の講師謝礼、委託料の講師経費

行政サービスの分類

社会的に進める事業か、個人の利益が中心の事業かなど、その性質により公共性を軸に3つに区分し、市負担割合を100%・50%・0%とした。

市が行う講座を14種類に分類し、どの性質に当たるのかを検討し、次のように定めた。

高 ↑ 公共性 ↓ 低	区分	市負担割合	性 質	内 容
	A	100%	・社会的に進める事業 ・公共性が極めて高く、その効果が社会に還元される事業	①保健・健康 ②介護・看護 ③地域・市政 ④環境・リサイクル ⑤労働・雇用 ⑥金融・消費者 ⑦農業振興 ⑧防災 ⑨ボランティア・リーダー養成
	B	50%	・公共性が高く、その効果が社会に還元される事業 ・市の事業として必要であるが、参加費負担を必要と認める事業	⑩こども ⑪育児・家庭教育 ⑫スポーツ ⑬男女共同参画
	C	0%	・個人の利益が中心の事業 ・民間により提供されている事業 ・市民(在住・在勤・在学)以外でも受講できるもの	⑭趣味・教養

※講座を14種類に分類しA、B、C各区分に振り分けた。この表が基本となるが、開催する講座が当該区分によりがたい場合は別の区分に当てはめ運用することができる。

受講者負担額

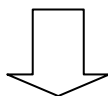
講座の内容・性質により、どの区分に該当するかで市負担割合が決定する。受講者負担額は、受講者が負担する費用と市負担割合により決まることになる。

端数処理

算出された受講者負担額の端数処理を行い受講料が決定する。受講者負担額を算出する際、円単位まで端数が生じることが想定される。市民の利便性や事務の効率性を考慮して受講料は50円単位とする。

激変緩和措置

現行の受講料と著しい差が生じる場合、受講率が低下する可能性も考えられることから、受講料の設定に配慮する必要がある。市民生活への影響、受講者の急激な負担増とならないよう、上限率を1.5倍とする激変緩和措置を講じることとし、適正化を図るため毎年受講料を見直す結論とした。



全庁的な受講料の基準「指針別紙」を9、10ページに記載

(3) 講座情報の一元化

①課題

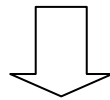
講座内容の重複を避けるために、講座情報を一元化し、庁内の各部署で講座を開催する際に内容が重複しない仕組みづくりが必要である。

②検討結果

多くの課では他の部署がどのような講座を開催しているか情報がないため、講座を開設する場合、各課講座事業を行うために自課のみで講座内容を決めている。

他部署との重複を避けるために調整が必要となるが、講座内容が確定する時期は、講座をいつ開催するかにより異なるため、全庁的に調査し取りまとめることが困難であった。

そこで、庁内グループウェアを利用して各課から講座情報をアクセスできる仕組みを構築することにより、いつでも講座情報を入力でき、また確認できる環境づくりを行うことで講座情報の一元化を図り、他部署との調整を図ることで講座の重複を防ぐことにした。



「講座情報入力フォーマット」を 11 ページに記載

(4) 受講者情報の記録及び保管の効率化

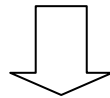
①課題

受講者の傾向などを把握し、改善につなげていくために、全ての課で受講者データを記録・保管する必要がある。

②検討結果

講座を開講している課において、受講者名簿を記録・保管していない講座や、名簿があっても性別等記録していない講座があった。これは、各課講座の特性を分析することができないだけでなく傾向を把握し改善につなげることもできないことになる。

そこで、全課共通のフォーマットを作成することで、全ての課において、受講者データの記録及び保管の効率化を図ることにした。



「受講者名簿フォーマット」を 12 ページに記載

○講座等の開設及び運営に関する指針

講座等の開設及び運営に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、講座の効率性と市民への公平性を確保することを目的とし、市が行う講座等のあり方について、統一的な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「講座等」とは、市民等の意識や意欲を啓発し、安全と健全な生活を推進することを目的として、市が主体的に実施する講座、教室、講演会、セミナー等をいう。ただし、職員のみを対象とするもの、説明会、イベントにおける出展、出前講座、放課後子ども教室、日本語初期教室、適応指導教室、タウンミーティング、市民病院・児童館が実施しているもの、外郭団体・指定管理者が自主的に実施しているものは除く。

(講座等の開設)

第3条 講座等の開設に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 新たな講座等を設置する場合は、講座等にかかる経費増加を抑制するため、事業のスクラップ・アンド・ビルドに取り組むこと。
- (2) 新たな講座等を設置する場合は、社会的ニーズの高い行政課題又は民間事業者では実施が困難であるものとする。
- (3) 類似又は関連する既存の講座等の有効活用及び民間事業者による実施状況を十分調査・検討し、特に同じ目的で複数の講座等を実施している場合はその必要性を厳しく判断し、安易に設置しないこと。
- (4) 検討段階において、講座等の企画及び実施に係る職員等の人件費等を加味して、費用対効果を十分に検証すること。
- (5) 講座等の内容は、当該事務事業の目的を踏まえて、目的を明確にし、適切な範囲の実施内容及び受講対象者を選択すること。
- (6) 講座等の運営を民間事業者に委託する場合は、「民間委託の推進に関する指針（平成25年1月策定）」の基準に当てはめて、判断すること。

(既存の講座等の見直し)

第4条 既に設置されている講座等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、行政の効率性確保の見地から廃止又は見直しするものとする。ただし、市に実施義務がある場合など特別な事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下してきたもの
- (3) 開催されていても形式的で設置の効果が乏しいもの

- (4) 申込み時受講率が 50%以下のもの
 - (5) 講座等以外の方法により設置目的の達成が可能なもの
 - (6) 設置の目的又は内容が他の講座等と類似し、又は重複しているもの
- 2 5年以上開催されている講座等については、開始当時の目的と乖離がないか、目標とする効果を達成しているか確認し、必要な改善を行うものとする。

(受講料)

第5条 受益者負担の原則及び公平性・公正性の確保の見地から、次の各号のいずれかに該当する事業を除き、受講料を徴収するものとし、受講料の算出については、別紙のとおりとする。

- (1) 社会的に進める事業
- (2) 公共性が高く、その効果が社会に還元される事業

(広報)

第6条 講座等の開催にあたっては、事前に十分な周知を図るものとし、市ホームページ及び生涯学習情報ガイド等に掲載することとする。

- 2 講座等の周知方法については、受講対象者の特性にあわせ、適宜効果的・効率的な手法をとることとする。

(応募)

第7条 類似又は関連する講座等については、受講者の重複防止及び事務の効率化を図ることとする。

- 2 講座等に興味を持った人がより手軽に申込手続きを行うことができるよう、インターネットの活用など手続きの簡素化を図ることとする。

(効果の検証)

第8条 所管課は原則受講者名簿を記録・保管するとともに、受講者アンケートを実施し、受講者の特性及び意見等を分析するなど、絶えずその効果を検証し、実施内容の見直しに努めるものとする。

附 則

この指針は、平成27年 月 日から施行する。

受講料の算出について

1 基本的な考え方

〔受益者負担の原則〕

市民からの税金によって様々な行政サービスが提供されていることを考慮し、市民が選択し特定の市民だけが利用する行政サービスは、利用者・非利用者間で不公平が生じないよう受益者負担を原則として受講料を算出する。

2 対象

市が主体的に実施する講座、教室、講演会、セミナー等とする。

【対象外】

職員のみを対象とするもの、説明会、イベントにおける出展、出前講座、放課後子ども教室、日本語初期教室、適応指導教室、タウンミーティング、市民病院・児童館が実施しているもの、外郭団体・指定管理者が自主的に実施しているもの

3 受講者が負担する費用の算出

受益者負担の原則から、受講者が負担する費用は「直接経費」※1 + 「人件費」※2 となるが、行政が提供するサービスとして講座事業を行うことから直接経費以外の人件費は、行政が負担することとする。受講者が負担する費用を決定する時点で基となる経費が確定できないことも考えられるため、確実に確定できる講師料※3のみを経費として受講者に負担を求めることとする。

◎計算式 $\text{受講者が負担する費用} = \text{講師料} \div \text{講座定員}$

※1 直接経費：報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

※2 人件費：正規職員・その他（臨時・嘱託・再雇用）の職員の事務費

※3 講師料：報償費の講師謝礼、委託料の講師経費

4 行政サービスの分類

受講する人に不公平が生じないようわかりやすく説明できるようにするため、行政サービスを公共性を軸に3つの区分に分類し、市負担割合を定める。

	区分	市負担割合	性質	内容
高 ↑ 公共性 ↓ 低	A	100%	・社会的に進める事業 ・公共性が極めて高く、その効果が社会に還元される事業	①保健・健康 ②介護・看護 ③地域・市政 ④環境・リサイクル ⑤労働・雇用 ⑥金融・消費者 ⑦農業振興 ⑧防災 ⑨ボランティア・リーダー養成
	B	50%	・公共性が高く、その効果が社会に還元される事業 ・市の事業として必要であるが、参加費負担を必要と認める事業	⑩こども ⑪育児・家庭教育 ⑫スポーツ ⑬男女共同参画
	C	0%	・個人の利益が中心の事業 ・民間により提供されている事業 ・市民（在住・在勤・在学）以外でも受講できるもの	⑭趣味・教養

※講座を14種類に分類しA、B、C各区分に振り分けた。この表が基本となるが、開催する講座が当該区分によりがたい場合は別の区分に当てはめ運用することができる。

5 受講者負担額

上記 4 の該当区分（A、B、C）の市負担割合により受講者負担額が決定される。

- A 市負担割合 100%のため、受講者負担額は 0 円となる。
- B 市負担割合 50%のため、受講者負担額は受講者が負担する費用の 1/2 となる。
- C 市負担割合 0%のため、受講者負担額は受講者が負担する費用全額となる。

6 受講料における端数処理

算出された受講者負担額の端数処理を行い受講料が決定する。受講料は、50 円単位とする。

※受講料の 10 円の位が、50 円未満の場合は切捨てとし、51 円以上 99 円以下の場合は 50 円となる。

例

受講料	端数処理後の受講料
0 円～49 円	0 円
50 円～99 円	50 円
100 円～149 円	100 円
150 円～199 円	150 円
：	：

7 激変緩和措置

受講料の改定は、利用者にとって急激な負担増を求めることになる場合がある。負担増により市民の講座等受講率が低下する可能性も考えられることから、急激な負担増を緩和するため上限率は 1.5 倍とし、毎年見直しを行う。

現在の受講料より上記 6 で算出した金額が低いときは、現行料金を受講料とする。

○講座情報入力フォーマット

講座情報入力フォーマット

[illegible]

・年度で管理

・毎年度、3月31日までに入力

○受講者名簿フォーマット

受講者名簿フォーマット

平成□年度○○○○講座

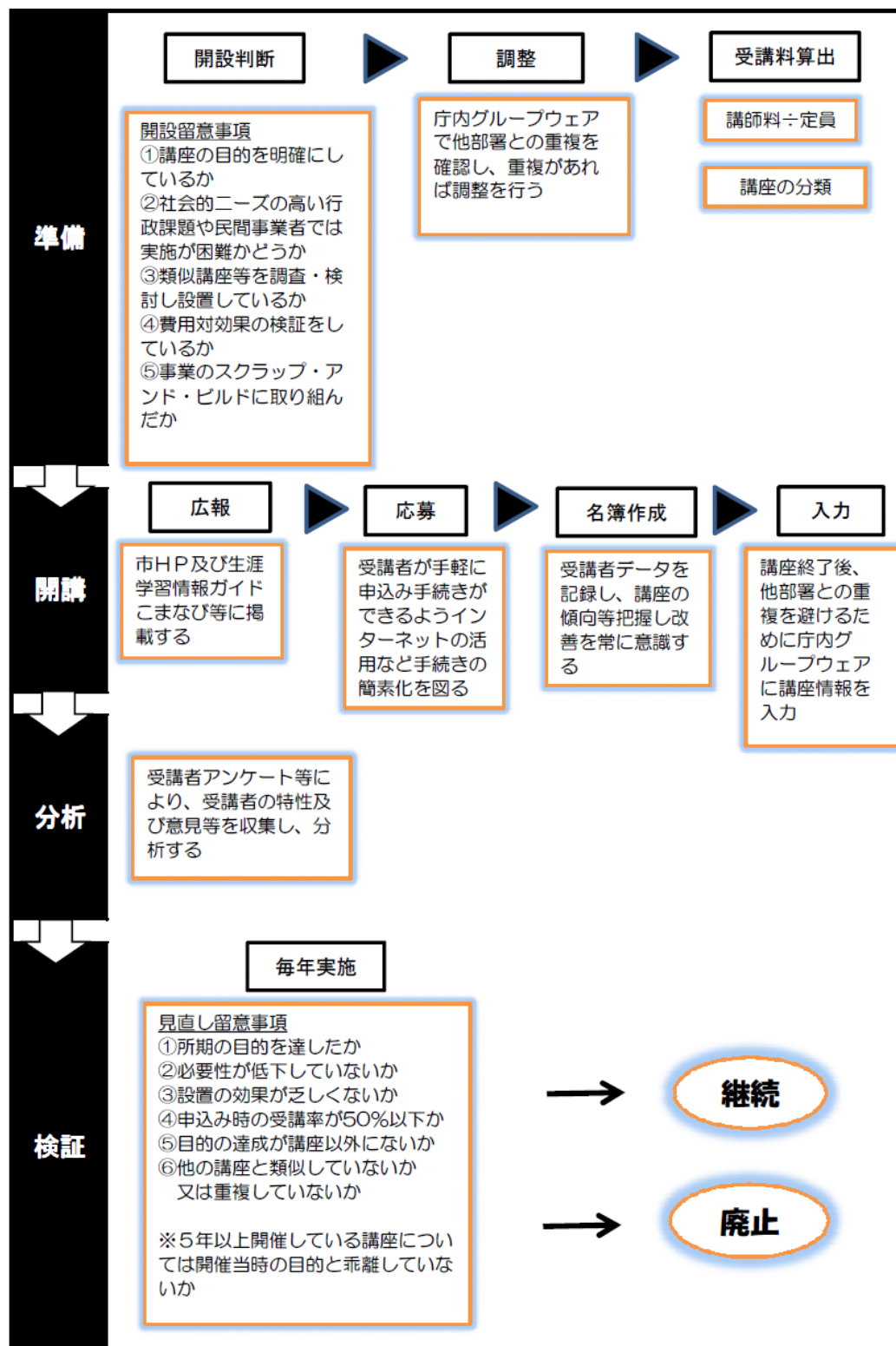
(白地部分は必須項目、網掛け部分は任意項目)

	氏名	フリガナ	男	女	年齢	住所	生年月日	在勤	在学	tel	学年
1	小牧 太郎					小牧市・・・					
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											

5. 講座に関する運用手順

今回策定した指針の運用手順は、次のフローを参考とする。

運用手順



6. おわりに

「行政経営分析」の実施による「今後の取組方針」が示されたことを機に、講座事業について、全庁的に見直しを実施し、講座事業の新たな指針を策定することができた。

これは、行政が事業を進める上での公平性・公正性という観点からも一歩も二歩も前進したものと確信する。

P Tでは、約1年にわたり小牧市の講座事業のあり方について検討を行ってきた。会議においては委員、市民の両方の視点から問題に対して意見を交わせ、議論し、改善策を立案してきた。今後の講座事業の進め方については、講座の閉鎖や受講費用の負担が増える講座もある為、市民に対しては丁寧に説明を行い、理解を得ながら進めていく必要があると考える。

最後に、今回のP Tにて策定した「講座等の開設及び運営に関する指針」等を各講座の所管部署が各講座事業の計画や実施に反映することによって、小牧市の講座事業の効率的な運営につながっていくものと考えている。

参 考 資 料

○小牧市講座改革プロジェクトチーム経過報告

- ・第1回検討委員会（平成26年11月18日）
 - 講座等の開設及び運営に関する指針作成
 - 講座情報一元化・他部署との調整
 - 市共通の受講者名簿フォーマットの作成
- ・第2回検討委員会（平成27年1月9日）
 - 受益者負担
- ・第3回検討委員会（平成27年3月17日）
 - 講座分類方法
 - 受講料の算出基準
- ・第4回検討委員会（平成27年5月7日）
 - 受講料算出基準の作成
- ・第5回検討委員会（平成27年6月30日）
 - 指針及び受講料の算出基準の決定
- ・第6回検討委員会（平成27年7月21日）
 - 報告書の作成
- ・生涯学習推進会議への諮問（平成27年8月4日）
 - 生涯学習推進会議に諮り、意見を求めた。

○小牧市講座改革プロジェクトチーム設置要綱

小牧市講座改革プロジェクトチーム設置要綱

〔平成 26 年 11 月 1 日〕
26 小教生第 307 号

(設置)

第 1 条 行政経営分析において提案された講座事業の改善に関し、必要な調査及び検討を行うため、小牧市教育委員会事務局処務規則（昭和 31 年小牧市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定に基づき、講座改革プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 講座のあり方に関する全庁的な指針の策定に関する事務
- (2) 講座情報及び受講者情報の一元化に関する事務
- (3) 受益者負担に関する基準の策定に関する事務
- (4) その他講座の改善に関する事務

(構成員)

第 3 条 プロジェクトチームは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 生涯学習課長
- (2) 行政経営課長補佐
- (3) 農政課農地係長
- (4) リサイクルプラザ所長補佐
- (5) 地域福祉課長寿福祉係長
- (6) 保健センター所長補佐
- (7) こども政策課青少年育成係長
- (8) 生涯学習課社会教育係長
- (9) まなび創造館事業係長
- (10) 文化振興課文化振興係長
- (11) スポーツ推進課スポーツ推進係長
- (12) その他教育長が市長と協議の上指定する者

2 プロジェクトチームにプロジェクトリーダー（以下「リーダー」という。）及びプロジェクトサブリーダー（以下「サブリーダー」という。）を置く。

3 リーダーは生涯学習課長をもって充て、サブリーダーは行政経営課長補佐をもって充てる。

4 リーダーは、プロジェクトチームを代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又はリ

ーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(職務従事の形態)

第4条 プロジェクトチームの構成員は、現所属のまま、必要の都度、プロジェクトチームの事務に従事するものとする。

2 プロジェクトチームは、必要があると認める場合は、その議事に関係ある者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(成果報告)

第5条 リーダーは、必要に応じ、業務の進行状況を教育長に報告するとともに、業務を完了したときは、速やかにその成果を教育長に報告するものとする。

2 リーダーは、前項の規定により、教育長に成果報告をした後、速やかにその内容を市長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 プロジェクトチームの庶務は、生涯学習課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

2 この要綱は、第5条第2項に規定する成果報告を終えたときに、その効力を失う。

○小牧市講座改革プロジェクトチーム委員名簿

部課名	職名	氏名	備考
教育委員会 生涯学習課	課長	船橋 嘉成	～H27.3.31
市長公室 市政戦略課	副主幹	矢本 博士	～H27.3.31
教育委員会 文化振興課	係長	高木 美穂子	～H27.3.31
地域活性化営業部 農政課	係長	長谷川 宏	～H27.3.31
市民生活部 リサイクルプラザ	所長補佐	鈴木 欽也	
健康福祉部 地域福祉課	係長	平野 淳也	
健康福祉部 保健センター	所長補佐	野口 弘美	
こども未来部 こども政策課	係長	永井 政栄	
教育委員会 生涯学習課	係長	高木 晶子	
教育委員会 まなび創造館	係長	坪井 麻紀	
教育委員会 スポーツ推進課	係長	長谷川 潤治	
教育委員会 生涯学習課	課長	岩本 淳	H27.4.1～
市長公室 行政経営課	課長補佐	恒川 正樹	H27.4.1～
地域活性化営業部 農政課	係長	鈴森 弘康	H27.4.1～
教育委員会 文化振興課	係長	丸田 強士	H27.4.1～
教育委員会 新図書館建設推進室	室長補佐	矢本 博士	H27.4.1～ ※1

※1 アドバイザーとして参加